

矢作川総合南部地区 南部幹線水路芦谷工区その1工事

特 別 仕 様 書

東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
第1章 総 則	矢作川総合南部地区南部幹線水路芦谷工区その1工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。 なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目 的	本工事は、矢作川総合南部地区突発事故復旧事業計画書に基づき南部幹線水路芦谷工区その1工事を実施するものである。	
2. 工事場所	愛知県額田郡幸田町芦谷地内	
3. 工事概要	本工事は、南部幹線水路の改修工事で、その概要は以下のとおりである。 水路延長 L=60.00m 施工始点 測点 STA37+27.75 施工終点 測点 STA37+87.75 内訳 管水路 L=60.00m ダクトイル鋳鉄管 ALW形 2種 φ900mm L=60.00m その他 1式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。 本工事は標準的な設計図書による発注であり、工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量については、設計変更で処理する。	
第3章 施工条件		
1. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等（非稼働日）を月当たり標準14日見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。	
2. 施工しない日	原則、土曜日及び日曜日、年末年始休暇（12月29日～1月3日） ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
3. 施工しない時間帯	原則、平日の午後5時から午前8時30分まで。 なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
第4章 現場条件		
1. 土 質	本工事の施工場所の土質は、礫質土を想定している。	

項 目	内 容	備 考															
2. 第三者に対する措置																	
(1) 騒音及び振動対策	騒音・振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 また、住民から苦情等があった場合には、内容をよく聞取るとともに、速やかに監督職員に報告するものとする。 なお、別途対策等を講じる必要がある場合には、監督職員と協議するものとする。																
(2) 保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>配置場所</th><th>員数</th><th>昼夜別</th><th>交代要員</th><th>配置期間</th></tr><tr><td>工事始点部</td><td>1名/日</td><td>昼間</td><td>無</td><td>・通行止め期間 ・資材等搬入時</td></tr><tr><td>工事終点部</td><td>1名/日</td><td>昼間</td><td>無</td><td>・通行止め期間 ・資材等搬入時</td></tr></table>	配置場所	員数	昼夜別	交代要員	配置期間	工事始点部	1名/日	昼間	無	・通行止め期間 ・資材等搬入時	工事終点部	1名/日	昼間	無	・通行止め期間 ・資材等搬入時	
配置場所	員数	昼夜別	交代要員	配置期間													
工事始点部	1名/日	昼間	無	・通行止め期間 ・資材等搬入時													
工事終点部	1名/日	昼間	無	・通行止め期間 ・資材等搬入時													
(3) 防塵対策	防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 なお、現地状況等により、追加の対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。																
(4) 交通対策	町道芦谷山ノ田大入1号線の工事施工範囲は、工事の期間中において全面通行止め（終日）とする。																
(5) 地下埋設物及び横断構造物対策	工事の施工範囲及び進入路等にある地下埋設物、横断構造物について、事前に調査を実施するとともに、損傷を与えないよう十分注意して施工しなければならない																
第5章 指定仮設																	
1. 工事用進入路	本工事の施工においては、幸田町町道芦谷萩1号線、芦谷山ノ田大入1号線、芦谷蛤沢芦谷山ノ田1号線、元宮芦谷山ノ田1号線及び芦谷狭間芦谷山ノ田1号線を現場搬入道路として利用することとしているので、使用に先立ち路面の状況及び破損状況を確認し、監督職員に報告するものとする。 なお、一般の通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。 また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																

項 目	内 容	備 考								
2. 仮設給水施設	本工事の施工に伴い生じる断水に対応するため、本工事において以下のとおり仮設給水施設を設けるものとする。 設置場所：愛知県額田郡幸田町深溝大池上地内 給水施設：給水ポンプ φ75mm 1台 仮設給水施設の運転に当たり生じる電力料金等の経費については、監督職員に報告するものとする。									
3. 土留工	本工事の施工区間に隣接する電柱付近の施工に当たっては、建込み簡易土留工により施工するものとする。 地質その他施工条件等により、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。									
4. 仮設ヤード工	仮設ヤードは、図面に基づき設置するものとし、工事期間中の補修、維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。 なお、掘削に伴い発生する土砂は、工事期間中一時的に仮設ヤードに仮置きすることを考えている。									
5. 建設発生土受入地	1) 建設発生土受入地は、額田郡幸田町地内を想定しており、運搬距離、搬出予定量は次のとおりである。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>地先名</th><th>搬出予定量</th><th>適用</th></tr></thead><tbody><tr><td>未定</td><td>幸田町地内</td><td>230m3</td><td>放土</td></tr></tbody></table> 2) 建設発生土の搬出先の詳細は監督職員と打ち合わせにより決定し、その後に搬出を開始するものとする。	名称	地先名	搬出予定量	適用	未定	幸田町地内	230m3	放土	
名称	地先名	搬出予定量	適用							
未定	幸田町地内	230m3	放土							
第6章 工事用地等										
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。 工事用地等は、表土を剥ぎ取り後に使用することを想定しているが、表土厚や表土の管理方法等の詳細については、地権者等及び監督職員と調整するものとする。 また、雑物が混入しないよう土木シートを敷設しなければならない。									
2. 工事用地等以外で受注者が確保する用地	受注者が、前項の工事用地等以外に確保する場合には、事前に監督職員の承諾を得るものとする。 なお、受注者が確保した用地の使用と返還においては、監督職員が別途指示する「工事施工に伴う土地の使用基準」の考え方を踏まえ、適切に処理するものとする。									
3. 工事用地等の使用及び返還	前項に示す発注者が確保している用地については、工事完了後に地権者等への返還を予定している。 当該用地の返還に当たっては、関係者立会いのもと実施するものとし、監督職員が地権者等から徴する「土地返還引受書」の受領に協力するものとする。									

項 目	内 容	備 考
第 7 章 工事用電力 第 8 章 工事用材料 1. 規格及び品質 		

項 目	内 容	備 考																				
3. 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 <table><tr><th>材料名</th><th>検査・試験項目</th><th>備考</th></tr><tr><td>ダクタイル鋳鉄管</td><td>外観、形状、寸法</td><td>現場搬入時</td></tr><tr><td>生コンクリート</td><td>スランプ、空気量、 圧縮強度試験</td><td>現場搬入時 又はプラント</td></tr><tr><td>アスファルト混合物</td><td>合材温度</td><td>初期締固め時</td></tr><tr><td>シート、マット類</td><td>寸法・外観</td><td>抽出</td></tr></table>	材料名	検査・試験項目	備考	ダクタイル鋳鉄管	外観、形状、寸法	現場搬入時	生コンクリート	スランプ、空気量、 圧縮強度試験	現場搬入時 又はプラント	アスファルト混合物	合材温度	初期締固め時	シート、マット類	寸法・外観	抽出						
材料名	検査・試験項目	備考																				
ダクタイル鋳鉄管	外観、形状、寸法	現場搬入時																				
生コンクリート	スランプ、空気量、 圧縮強度試験	現場搬入時 又はプラント																				
アスファルト混合物	合材温度	初期締固め時																				
シート、マット類	寸法・外観	抽出																				
第10章 施 工																						
1. 一般事項																						
(1) 基準点等	本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。																					
(2) 検測又は確認（施工段階確認）	1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。 ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 <table><tr><th>工種</th><th>確認内容</th><th>確認時期</th><th>遠隔確認 対象</th><th>備考</th></tr><tr><td>掘削</td><td>地質状況</td><td>初期床付け完了 時、地質変化時</td><td></td><td></td></tr><tr><td>管体基礎工</td><td>厚さ、幅</td><td>初期施工段階で 1ヶ所</td><td></td><td>厚さは基 床厚のみ</td></tr><tr><td>路盤工</td><td>幅、厚さ</td><td>初期施工段階で 1ヶ所</td><td></td><td></td></tr></table>	工種	確認内容	確認時期	遠隔確認 対象	備考	掘削	地質状況	初期床付け完了 時、地質変化時			管体基礎工	厚さ、幅	初期施工段階で 1ヶ所		厚さは基 床厚のみ	路盤工	幅、厚さ	初期施工段階で 1ヶ所			
工種	確認内容	確認時期	遠隔確認 対象	備考																		
掘削	地質状況	初期床付け完了 時、地質変化時																				
管体基礎工	厚さ、幅	初期施工段階で 1ヶ所		厚さは基 床厚のみ																		
路盤工	幅、厚さ	初期施工段階で 1ヶ所																				
(3) 中間技術 検査	1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。																					

項 目	内 容	備 考																								
(4) 舗装切断時に伴う排水等の処理	舗装切断作業に伴い発生する排水又は切断粉は、直接、現場外に排出することがないように工事用掃除機にて適切に回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。																									
2. 再生資源等の利用	1) 再生資材の利用 受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。 <table><tr><th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr><tr><td>再生クラッシュラン</td><td>RC-40</td><td>路盤</td></tr><tr><td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>再生密粒度アスコン(20)</td><td>表層</td></tr></table> なお、舗装材に使用する場合等には、「舗装再生便覧」((公社)日本道路協会発行)等を遵守すること。 2) 建設資材廃棄物等の現場内利用 受注者は、本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物について、本現場内で利用可能か検討し、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。 なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。	資 材 名	規 格	備 考	再生クラッシュラン	RC-40	路盤	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(20)	表層																
資 材 名	規 格	備 考																								
再生クラッシュラン	RC-40	路盤																								
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(20)	表層																								
3. 建設資材廃棄物等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>建設資材廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住所</th><th>事業区分</th></tr><tr><td>アスファルト殻</td><td>(有)高松再生</td><td>愛知県額田郡幸田町大字 芦谷字深田 28-1</td><td>中間処理業者</td></tr><tr><td>コンクリート殻 (無筋)</td><td>(有)高松再生</td><td>愛知県額田郡幸田町大字 芦谷字深田 28-1</td><td>中間処理業者</td></tr><tr><td>混合廃棄物 (FRPM管)</td><td>(株) N J S</td><td>愛知県西尾市吉良町宮迫 大上 42-79</td><td>中間処理業者</td></tr><tr><td>廃プラ</td><td>(株) N J S</td><td>愛知県西尾市吉良町宮迫 大上 42-79</td><td>中間処理業者</td></tr><tr><td>汚泥 (舗装切断排水)</td><td>長坂建設興業(株) 改良土センター</td><td>愛知県西尾市吉良町宮迫 上 1</td><td>中間処理業者</td></tr></table>	建設資材廃棄物	処理施設名	住所	事業区分	アスファルト殻	(有)高松再生	愛知県額田郡幸田町大字 芦谷字深田 28-1	中間処理業者	コンクリート殻 (無筋)	(有)高松再生	愛知県額田郡幸田町大字 芦谷字深田 28-1	中間処理業者	混合廃棄物 (FRPM管)	(株) N J S	愛知県西尾市吉良町宮迫 大上 42-79	中間処理業者	廃プラ	(株) N J S	愛知県西尾市吉良町宮迫 大上 42-79	中間処理業者	汚泥 (舗装切断排水)	長坂建設興業(株) 改良土センター	愛知県西尾市吉良町宮迫 上 1	中間処理業者	
建設資材廃棄物	処理施設名	住所	事業区分																							
アスファルト殻	(有)高松再生	愛知県額田郡幸田町大字 芦谷字深田 28-1	中間処理業者																							
コンクリート殻 (無筋)	(有)高松再生	愛知県額田郡幸田町大字 芦谷字深田 28-1	中間処理業者																							
混合廃棄物 (FRPM管)	(株) N J S	愛知県西尾市吉良町宮迫 大上 42-79	中間処理業者																							
廃プラ	(株) N J S	愛知県西尾市吉良町宮迫 大上 42-79	中間処理業者																							
汚泥 (舗装切断排水)	長坂建設興業(株) 改良土センター	愛知県西尾市吉良町宮迫 上 1	中間処理業者																							

項 目	内 容			備 考
4. 特定建設資材 分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。			
	工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
		①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
		②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
		③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
		④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
		⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
		⑥その他 (アスファルト殻、コンクリート殻等)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	■が該当する部分である。			
	5. 土工			
(1) 掘削	1) 掘削土は、埋戻しに流用するもののほか全て建設発生土受入地へ搬出しなければならない。 2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。 4) 基礎掘削に当たっては、基礎面を過掘しないよう留意し、やむをえず過掘した場合は良質土を用いて十分締固めを行うものとする。			
(2) 埋戻	1) 管頂上 60cm までの埋戻しは、一層の仕上り厚さが 30cm 程度になるようにまき出し、管に損傷を与えないよう 1.1t 以下（管頂 30cm まではコンパクタ・ランマ等）の締固め機械により、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。 2) 管頂上 60cm 以上の埋戻しは、前項と同様のまき出しとし、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。			
6. 基礎工				
(1) 管体基礎	1) 基床部の不陸整正及び整形は、管を均一に支持できるように、浮き石等を除去して平滑に仕上げなければならない。			

項 目	内 容	備 考
7. 管体工 (1) ダクタイル 鋳鉄管	2) 基礎部及び管側部の締固め区分はⅡとする。 3) 基礎部の締固めは、一層の仕上り厚さが 20cm 程度になるようにまき出し、振動コンパクタにより、3 回以上締固めなければならない。 4) 管側部の締固めは、一層の仕上り厚さが 30cm 程度になるようにまき出し、コンパクタ・ランマ等により、3 回以上締固めなければならない。 なお、機械による締固めが困難な箇所は、突き棒等により入念に施工しなければならない。 1) 管種 ALW 形 2 種 呼径 900mm 2) 塗覆装 ALW 管の内面は、JDPA G 1053 (ALW 形ダクタイル鋳鉄管) により塗装しなければならない。 3) 切管 切管の最小長さは、1.0m 以上とする。 切管は、管種に合わせた管端の処理をしなければならない。	
(2) 埋設表示 テープ	埋設管の位置を表示するため、管センター上 60cm の位置に埋設表示テープを設置するものとする。	
8. 舗装工 (1) 路盤工	路盤工は、施工条件にあった敷均し機械等により路盤材を敷均し、施工条件にあった機種で締固めをしなければならない。	
(2) 表層工	アスファルト舗装は、施工条件にあった敷均し機械等により再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件にあった機種で締固めをしなければならない。	
第 11 章 施工管理 1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第 1 編 1-1-10 に規定する(1)又は(3)の資格を有するものでなければならない。	
2. 施工管理の追加項目	1) 継目試験 テストバンドによる継目試験を全継手箇所で行うものとする。 また、テストバンドにかける試験水圧は、0.5MPa で、これを 5 分間放置した後の水圧は、80%以下に低下してはならない。 なお、試験の結果により漏水対策を講じる必要がある場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。 2) 施工管理項目 施工管理項目及び管理方法については、事前に監督職員と協議するものとする。	

項 目	内 容	備 考
3. 工事写真における黒板情報の電子化について	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。 黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。	
（１）使用する機器・ソフトウェア	受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。	
（２）機器等の導入	１）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 ２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。	
（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い	１）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 ２）本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２撮影記録における出来高管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） ６写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。	
（４）写真の納品	受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。	
（５）費用	機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。	

項 目	内 容	備 考
第 12 章 条件変更 の補足説明 (1) 補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に表示されていない場合の施工条件の変更 に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 掘削土の土質及び地質の変化 2) 軟弱地盤、転石等の出現 3) 湧水等の出現 4) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）、地下工作物の出現 5) 関係機関、施設管理者又は第三者との協議 6) 遠隔確認の試行を行う場合 7) その他、本仕様書に定めのないもの	
(2) 設計変更等	受注者は、設計変更が生じ設計変更に必要な測量、数量計算及び設計図書の作成等を監督職員から指示された場合は、これに応ずるものとする。 なお、その経費については、監督職員と協議するものとする。	
第 13 章 その他		
1. 契約後 VE 提案	1) 定義 「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 2) VE 提案の意義及び範囲 ① VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 ② ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。 ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案	
	③ VE 提案書の提出 受注者は、2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書様式 6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由 イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係 オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項 カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項	

項 目	内 容	備 考
	② 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 ③ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。 ④ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。 4) VE 提案の適否等 ① 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6－5）により通知するものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。 ② また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 ③ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 ④ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。 ⑤ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 ⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。 ⑦ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 ⑧ 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。 VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥の VE 管理費については、変更しないものとする。 ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 5) VE 提案書の使用 発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。	

項 目	内 容	備 考
	6) 責任の所在 発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。	
2. 電子納品	事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・ 工事完成図書の電子媒体 (CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副 2 部	
3. 配置予定監理技術者等の専任期間	請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間 (現場事務所の設置、資器材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間) については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めるものとする。 また、現場への専任期間については契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合を除く) 事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ただし、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日 (例: 「合格通知書」 発出日) とする。	
4. ワンデーレスポンス実施に関する事項	「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。 「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 なお、「その日のうち」とは、午前に協議が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議が行われたものは、翌日中に回答するものとする。 ただし、原則として閉庁日は除く。	
5. 工事の施工効率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。 1) 工事円滑化会議 (施工条件確認会議) 工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員 (主催) 及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 2) 工事円滑化会議 (工程確認会議) 工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員 (主催)、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・	

項 目	内 容	備 考
6. 現場環境の改善の試行	出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。 3) 設計変更確認会議 工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。 4) 対策検討会議 工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。 なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。 5) 建設コンサルタントの出席 上記の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。 6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。	
	本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。 1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ア 洋式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）	

項 目	内 容	備 考
	【付属品として備えるもの】 - キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 - ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 - ケ サニタリーボックス - コ 鍵と手洗器 - サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 - シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない） - ス 擬音装置（機能を含む） - セ 着替え台 - ソ 臭気対策機能の多重化 - タ 室内温度の調整が可能な設備 - チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等） 2) 快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。 3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。	
7. 現場環境改善費	1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。 ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。 詳細については、監督職員と協議実施する。 なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。	

項 目	内 容	備 考										
	3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。											
	<table><tr><th>計上項目</th><th>実施する内容（率計上分）</th></tr><tr><td>仮設備関係</td><td>①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減</td></tr><tr><td>営繕関係</td><td>①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等</td></tr><tr><td>安全関係</td><td>①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策</td></tr><tr><td>地域連携</td><td>①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献</td></tr></table>		計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策	地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献
	計上項目		実施する内容（率計上分）									
	仮設備関係		①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減									
	営繕関係		①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等									
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策											
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献											
8. 週休2日制 工事の試行	1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。 受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。 なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでのいう対象期間及び現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀											

項 目	内 容	備 考											
	なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。 ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記②の受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。 ①補正係数 <table><tr><th rowspan="2">現場閉所率</th><th>4週8休以上</th></tr><tr><th>28.5%（8/28日）以上</th></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.05</td></tr></table> ② 補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）	現場閉所率	4週8休以上	28.5%（8/28日）以上	労務費	1.02	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費（率分）	1.02	現場管理費（率分）	1.05	
現場閉所率	4週8休以上												
	28.5%（8/28日）以上												
労務費	1.02												
機械経費（賃料）	1.02												
共通仮設費（率分）	1.02												
現場管理費（率分）	1.05												

項 目	内 容	備 考
9. 週休2日の促進	所長用)に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。 1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。 2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。 ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。 また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。 なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。 ① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。 なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。 ○監督職員用 【働き方改革】 ☐月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。 ☐若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。 ② 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）を達成した場合は、工事成績要領別紙3－1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。 ○監督職員用 ☐休日の確保を行った。 ☐その他 [理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。] ○事務所長用 ☐工程管理に係る積極的な取組が見られた。 ☐その他 [理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。] ③ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）を達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、1点を加点評価する。 ○事務所長用 ☐その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]	

項 目	内 容	備 考
10. 地域外からの労働者の確保に要する間接工事費の設計変更について	3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。 1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。 契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3) 受注者は、契約締結後、2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出額した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。	

項 目	内 容	備 考
11. 1日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	
12. 共通仮設費率分の適切な設計変更について	1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。	
13. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。	

項 目	内 容	備 考
	2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。 ①真夏日 日最高気温が 30℃以上の日をいう。 ②工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。 なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 ③真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期 3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。 4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。 なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日と見なす。 ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。 6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。 補正値（％）＝真夏日率×補正係数※ ※ 補正係数：1.2	
14. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）	1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。 2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。	
15. 令和 6 年 9 月 20 日から の大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について	1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。 2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙 7 に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大 7.5 点を加點評価する。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。	

項 目	内 容	備 考
第 14 章 定めなき 事項	〔事業（務）所長〕 【被災農林漁家の就労機会の確保】 □令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。 □令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。 □令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。 この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

木曽川水系（調査）
矢作川総合南部地区 南部幹線水路芦谷工区その1 工事

工 事 数 量 表
【 当 初 】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1) 作業土工				
掘削	土砂	式	1	「概」
埋戻	土砂	式	1	「概」
(2) 作業残土処理工				
作業残土処理	建設発生土	m ³	230	「概」
2. 構造物撤去工				
(1) 構造物取壊し工				
コンクリート構造物切断	無筋コンクリート、t=100	m	1.8	「概」
コンクリート構造物取壊し	無筋コンクリート	m ³	5.4	「概」
舗装版切断	t=50	m	5.6	「概」
舗装版破碎	アスファルト舗装、t=50	m ²	168	「概」
殻運搬	無筋コンクリート	m ³	5.4	「概」
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	無筋コンクリート	m ³	5.4	「概」
殻運搬	アスファルト舗装	m ³	8.4	「概」
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	アスファルト舗装	m ³	8.4	「概」
殻運搬	汚泥	m ³	0.1	「概」
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	汚泥	m ³	0.1	「概」
(2) 既設管撤去工				
既設管撤去	FRPM管、φ900、L=4m	m	60.0	
殻運搬	既設FRPM管殻	m ³	4.6	「概」
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	既設FRPM管殻	ton	6.8	「概」

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
3. 管体基礎工				
(1) 砂基礎工				
基面整正		m ²	100	
砂基礎	基床部、山砂	m ³	22	
砂基礎	管側部、山砂	m ³	92	
4. 管体工				
(1) ダクタイル鋳鉄管布設工				
ダクタイル鋳鉄管	ALW形、2種、φ900	m	60.0	
異種管継手	DCIP×FRPM、φ900	本	1	
ダクタイル鋳鉄管	継輪、φ900	本	1	
ダクタイル鋳鉄管	押輪、φ900	本	1	
5. 付帯工				
(1) 埋設物表示工				
埋設表示テープ	W150	m	60	
6. 道路復旧工				
(1) アスファルト舗装工				
路盤（車道・路肩部）	RC-40、t=100	m ²	168	
表層（車道・路肩部）	再生密粒度アスコン(13) t=50	m ²	168	
7. 復旧工				
(1) 張りコンクリート復旧工				
張りコンクリート型枠		式	1	
張りコンクリート	18-8-40、t=100	m ³	5.4	
目地板	t=10	m ²	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
8. 仮設工				
(1) 仮設土留・仮締切工				
たて込み簡易土留		m	6	
(2) 安全費				
交通誘導警備員		人	40	
(3) 仮設ヤード整備工				
表土剥ぎ	t=150、復旧を含む	m ²	2,060	「概」
安定シート	土木シート	m ²	1,900	「概」
敷き砂		m ²	1,900	「概」
敷鉄板	設置～賃料～撤去、t=22	m ²	460	「概」
殻運搬	土木シート	m ³	5.0	「概」
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	土木シート	ton	4.5	「概」
(4) 仮設給水施設				
排水ポンプ（仮設）		箇所	1	
(5) 空気弁撤去復旧工				
空気弁撤去工	第31号、第32号	基	2	
空気弁復旧工	第31号、第32号	基	2	
9. その他				
(1) 運搬費				
仮設材輸送	敷き鉄板	式	1	
(2) 技術管理				
継目試験	DCIP管、φ900	箇所	11	